

2017年4月17日

選手各位

(一社)日本身体障がい者水泳連盟
会長 河合 純一(公印略)

ジャパン・パラ水泳競技大会(以下「JP大会」という)等
当連盟主催大会出場に伴うドーピング禁止薬使用選手の
薬物調査書の取り扱いについて(一般選手用)

拝啓

春暖の候、選手の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当連盟はアンチ・ドーピング活動として、日本障がい者スポーツ協会(以下JSADと略す)からの指導のもと新年度の使用薬物調査の取りまとめを行います。スポーツは心身の鍛錬の成果を競い合うもので、正々堂々と勝つこそスポーツの真の価値があります。それは障がい者スポーツにおいても同様です。

障がい者スポーツの特徴として、なんらかの治療を行っている選手も多く、服薬している薬がドーピング禁止薬である場合があります。それを知らずに服用した場合、ドーピング違反となります。そのようなことにならないように、この案内文と「うっかり使うとドーピング違反に Ver4」よくお読みのうえ、ご対応ください。

団体の代表者、コーチ等におかれましては、選手の皆様へご周知をしていただけると嬉しい次第です。

皆様の、ますますのご活躍を祈念いたします。

敬具

アンチ・ドーピング活動について次のようなサイトをご覧ください。

○日本アンチ・ドーピング機構のホームページ

<http://www.pl-aytruejapan.org/>

アスリートサイト <http://www.realchampion.jp/>

視覚障がいのある方へ

<http://www.playtruejapan.org/portfolio-items/universal/>

○日本障がい者スポーツ協会のホームページ「アンチ・ドーピング」のタグ

<http://www.jsad.or.jp/anti-doping/index.html>

自分が使用している薬がドーピング禁止薬に該当しないか、次のような方法で確認してください。

○日本アンチ・ドーピング機構 global DOR(使用薬物検索エンジン)

<http://www.globaldro.com/JP/search>

○おくすり110番 ハイパー薬辞典

http://www.jah.ne.jp/~kako/frame_dwm_search.html

○各都道府県のスポーツファーマシーに相談する。

日本アンチ・ドーピング機構のHPにあるスポーツファーマシーを検索して相談する。

ドーピング禁止薬であった場合・禁止薬かどうかわからない場合

もし禁止薬物を使用していたら・・・

もし禁止薬物を使用していたら主治医に禁止薬物でないものに変更できないか相談してください。変更ができない場合はその旨記載して使用薬物調査書を提出してアンチ・ドーピング部会から指示を仰ぎます。

禁止薬物の使用が治療的に必要な場合はTUE申請をし、許可が出ればドーピング違反とみなされません。TUE申請はしかるべき組織への提出は承認が必要な競技会の30日前までに済ませておく必要があります。実際は薬物調査から多くの手順、時間がかかりますので、3カ月程度の余裕を持つ必要があります。

ドーピング禁止薬を使用している選手の薬物調査の提出方法

1. 提出書類と部数

- 1)別紙1「選手連絡票」
- 2)別紙2「使用薬物についての調査書」
- 3)別紙3「使用する可能性のある薬物についての調査書」

上記1)～3)の書類に必要事項を記入の上、一式を2部(原本とコピー)提出してください。提出された情報は薬物調査にかかる事柄以外に使用することはありません。(当連盟個人情報保護に係る申し合わせに準じる)

2. 提出先

〒669-2436 兵庫県篠山市池上267-4

日本身体障がい者水泳連盟 アンチ・ドーピング担当 本山 ゆき子

3. その他

- ・薬物調査は郵送のみの受付となります。(普通郵便または青色レターパックに限る)
- ・問い合わせは当連盟HPのお問合せフォームから「薬物調査について」と明記してお問い合わせください。

4. 提出期限

2017年 5月7日 必着

*強化育成選手の調査は実施済みですが、薬が変更になっている場合は再度確認してください。